

《注意事項》

(1) 届出をしても、年齢未到達等の理由により届出時点でその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。該当した時点で自動的に送付先変更を行うものではありませんので、ご注意ください。

(2) 届出の内容によっては、担当課からお問合せする場合があります。

(3) この届出は、あくまで市の特定の事業に関する通知等の郵送先を指定するものに過ぎず、後見人等が被後見人等に関する市の手続の全てを代理できるようになるわけではありません。

(4) 後見人等の転居で送付先が変更になった場合などは、その旨の届出（変更）をお願いします。

(5) 変更の届出の場合、以前にチェックされた送付先変更希望項目と異なる場合は、最新の届出内容で登録を行いますので、チェック漏れがないように記載をお願いします。

(6) 届出した日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。その場合、変更になる前の住所等に通知が送付されることがありますので、ご了承ください。

(7) 書式や添付資料等は、今後変更になる場合がありますので、最新の情報をご確認ください。

(8) 未成年後見に関しては、この届出書の対象となりません。